

第2段階 安定化支援段階・第2弾

新型コロナウイルス感染症の影響が幅広い業種へ及んでいることから、安定化支援段階第2弾の支援策として、全業種を対象とした給付金をはじめとした本市独自の大規模な支援策などを実施します。

※財源については、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のほか、財政調整基金の取り崩しを行っています。

総事業費 21億7044万円

- ・ **事業者経営持続給付金** 16億3281万円
新型コロナウイルスの影響で減収した小売り・サービス業等幅広い事業者への臨時給付金（一律20万円）
- ・ **農業者・漁業者経営持続給付金** 1億3355万円
新型コロナウイルスの影響で減収した農業者（花き類、和牛肥育）、漁業者への臨時給付金（一律20万円）
- ・ **飲食店来店応援事業** 9980万円
県の食事提供施設への営業時間短縮要請終了に伴い、飲食店への来店を促進するためのクーポン券配布
- ・ **市民・県民宿泊キャンペーン事業** 5000万円
市民・県民を対象とした市内宿泊施設の利用促進
- ・ **テイクアウト促進支援事業** 283万円
市内飲食店のテイクアウトを促進するため、テイクアウト店舗を特集したフリーペーパーの作成支援
- ・ **特定経営基盤維持事業費** 900万円
宇久地域において、雇用機会拡充事業を活用して事業の創設・拡充を行った事業者の収入が減少した場合、経営基盤の維持に必要な経費を支援するもの
- ・ **経済対策対応体制整備** 988万円
セーフティネット認定業務及び金融相談窓口などの体制強化（人件費等）
- ・ **新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業（継続）** 1100万円
医療従事者のリフレッシュのための食事提供（デリバリー）
- ・ **感染拡大防止と生活の安定に関する事業** 2億2157万円
新型コロナウイルス感染症対策事業、児童クラブ事業など

事業者経営持続給付金

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、経済活動縮小の影響で経営が悪化した市内事業者に対して支援を行います。

2 対象事業者

以下の条件をすべて満たす方

- ①令和2年5月1日を基準日とし、現在に至るまで市内に本社又は本店を有する法人、または、市内に住所を有する個人事業主（佐世保市民）であること。
- ②令和2年5月1日時点で、3か月以上事業を行っており、引き続き事業を継続する意思があること。（令和2年2月2日以降に開業された事業者は対象になりません。）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から6月までの期間の中で、任意の1か月の売上が前年同月比で20%以上減少していること。
（業歴1年未満の場合は比較方法が異なります。）
- ④佐世保市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（第1弾）給付金※について、交付申請していない、または今後も交付申請の予定がないこと。本給付金のみ申請予定であること。（市が認める場合を除き、市が独自に実施するその他の給付金との重複申請はできません。）
※ 飲食店事業者緊急支援給付金、宿泊事業者緊急支援給付金、貸切バス事業者緊急支援給付金のいずれかの給付金
- ⑤令和元年12月末までに納期限が到来している市税について、滞納がないこと。
- ⑥個人事業主の場合、副業者（確定申告書上、事業収入以外の主たる収入がある）でないこと。
- ⑦下記の(1)から(3)のいずれにも該当しないこと。
 - (1)大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業の基準を超える企業）
 - (2)国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - (3)第1次産業（農業、林業、漁業）を主たる事業とする事業者

3 支援額

1事業者あたり20万円

4 申請方法

感染拡大防止の観点から、郵送による非対面方式

5 申請書類等の入手方法

5月21日（木）より佐世保市のホームページからダウンロードを開始します。
（市役所・支所の窓口にも順次設置します）

6 申請期間

令和2年5月22日（金）から令和2年7月31日（金）まで（消印有効）

7 事業規模

給付金：1,622,600千円

8 問い合わせ

商工労働課 緊急経済対策給付金事務局 電話：0956-24-1111（代表）内線3075～3077

（5月22日から）事業者経営持続給付金コールセンター：0956-27-5640

農業者経営持続給付金

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動自粛により、農業経営に影響を強く受けている農業者（花き類・和牛肥育）に対して支援を行います。

2 対象事業者

以下の条件をすべて満たすもの

- ①市内に住所を有するもので、「ながさき西海農業協同組合」「佐世保花き園芸農業協同組合」のいずれかに属する農業者（花き類又は和牛肥育）
- ②令和2年2月以降において農業を営んでおり、農業を継続していく意思があるもの
- ③平成31年分の事業活動における確定申告等税申告がされており、農業収入が確認できるもの
- ④平成31年2月から4月の花き類又は和牛肥育による平均販売額が10万円以上あること
- ⑤令和2年2月から4月の花き類又は和牛肥育による平均販売額が前年と比較し、20%以上減少していること
- ⑥令和元年12月末までに納期限が到来している市税について、滞納がないこと

3 支援額

1事業者（個人及び法人）につき20万円

4 申請方法

感染拡大防止の観点から、郵送による非対面方式

5 申請書類等の入手方法

農業畜産課より対象事業者へ配布

佐世保市のホームページからダウンロード

6 申請期間

令和2年5月22日（金）から令和2年7月31日（金）まで（消印有効）

7 事業規模

給付金：12,600千円

8 問い合わせ

農業畜産課 電話0956-24-1111（代表）内線 3037～3039

漁業者経営持続給付金

1 支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動自粛により、漁業経営に影響を強く受けている漁業者に対して支援を行います。

2 対象事業者

以下の条件をすべて満たすもの

- ①市内に住所を有するもので、市内漁業協同組合の正組合員である漁業者（ただし、従事者は除く）
- ②令和2年2月以降において漁業を営んでおり、漁業を継続していく意思があるもの
- ③平成31年分の事業活動における確定申告等税申告がされており、漁業収入が確認できるもの
- ④平成31年2月から4月の平均漁業収入が10万円以上あること
- ⑤令和2年2月から4月の平均漁業収入が前年と比較し、20%以上減少していること
- ⑥令和元年12月末までに納期限が到来している市税について、滞納がないこと

3 支援額

1事業者（個人及び法人）につき20万円

4 申請方法

漁業者及び法人が漁協を通じて申請

5 申請書類等の入手方法

漁業協同組合を通じて正組合員へ配布
佐世保市のホームページからダウンロード

6 申請期間

令和2年5月22日（金）から令和2年7月31日（金）まで（消印有効）

7 事業規模

給付金：120,000千円

8 問い合わせ

水産課 電話0956-24-1111（代表）内線 3053～3055

飲食店来店応援事業

1 支援の目的

新型コロナウイルスの影響により、飲食店への来客及び売上が減少している中、感染症拡大防止対策を実施している飲食店等に対してクーポン券（飲食店応援クーポン）を発行し、飲食店の経営を支援します。

2 概要

登録された飲食店に対して、最大10万円分のクーポンを配布します。（1枚2千円相当）
登録店舗はクーポン券（飲食店応援クーポン）を活用して、お客様が飲食等で要した料金を値引きする等のサービスを提供することで、飲食店の新たな顧客獲得及び誘客を目的とします。

3 対象事業者

以下の条件をすべて満たすもの

- ①食品衛生法第52条の規定による「飲食店」の営業許可を受けていること。
- ②年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。
※イトイン（飲食店で買った食料品をその店内で食べること）のスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く
- ③市内に店舗を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）
- ④各店舗において3密回避の措置を実施すること。（換気・間隔・消毒清掃）
- ⑤クーポン券の利用規約を遵守すること。（転売の禁止等）
- ⑥令和元年12月末までに納期限が到来している市税について、滞納がないこと

4 申請方法

感染拡大防止の観点から、郵送による非対面方式

5 申請書類等の入手方法

佐世保市のホームページからダウンロード（市役所・支所の窓口にも順次設置します）

6 事業規模

90,000千円（クーポン発行総額）

7 スケジュール

- 5月22日から6月5日まで店舗募集
- 6月8日より登録店舗へクーポン券の発送（順次）
- 6月8日から8月31日までを利用期間（キャンペーン期間）とします。

8 問い合わせ

商工労働課 緊急経済対策給付金事務局 電話：0956-24-1111（代表）内線3075～3077

（5月27日から）飲食店来店応援事業コールセンター開設 電話0956-38-3025

市民・県民宿泊キャンペーン事業

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、宿泊者数が激減し宿泊施設はもとより地域経済にも深刻な影響を及ぼしているため、市民・県民を対象とした宿泊キャンペーンを実施することで需要回復を図るものです。

2 事業内容

(1) 宿泊施設利用助成金（個人向け）

事業に参画する市内の宿泊施設に宿泊する市民・県民を対象とし、宿泊料金を助成する。

- ①助成額 宿泊料金 1泊一人当たり半額助成（上限5,000円）
- ②宿泊目標 延べ7,700人泊以上
- ③事業費 40,500千円（助成金38,500千円／広告費2,000千円）

(2) 受注型企画旅行助成金（団体向け）

旅行会社が企画する市民・県民を対象とした受注型の宿泊商品に対し、宿泊料金等を助成する。

- ①助成額
 - 1) 宿泊料金
1泊一人当たり半額助成（上限5,000円）
 - 2) その他パッケージ料金（交通費、飲食費など）
一人当たり半額助成（上限3,000円）
- ②宿泊目標 延べ1,000人泊以上
- ③事業費 8,000千円（宿泊助成金5,000千円／その他助成金3,000千円）

《助成条件》

- 貸切バス等を利用した旅行であること。
- 行程に市内での昼食または有料観光施設への立ち寄りがあること。

3 宿泊対象期間

令和2年6月1日（月）～令和2年7月31日（金）

※予約開始：令和2年5月25日（月）～

4 事業規模

委託料：50,000千円（宿泊目標 延べ8,700人泊以上）

※予算がなくなり次第終了

5 問い合わせ

観光課 電話0956-24-1111（代表）内線3028～3029

テイクアウト促進支援事業

1 支援の目的

事業者が作成するテイクアウト店舗を特集したフリーペーパーの作成費用を支援（広告掲載）することで飲食店のテイクアウト利用を促進します。併せて、掲載広告の内容を新型コロナウイルス感染症に関する情報周知等とすることで、感染拡大防止に努めます。

2 広告掲載内容

新型コロナウイルス感染症関連の情報・健康情報、給付金関連の周知、ハッシュタグキャンペーン、市長からのメッセージなど。

3 掲載店舗数

100店舗程度

4 スケジュール

5月上旬契約

5月末～6月上旬に発刊（3万部）

5 事業規模

2,833千円（広告料）

6 問い合わせ

商工労働課 電話0956-24-1111（代表）内線3008

特定経営基盤維持事業費

1 支援の目的

令和元年度までに特定有人国境離島地域社会維持推進交付金「雇用機会拡充事業」を活用して新たな雇用を創出した事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した場合に、固定費など経営基盤の維持に必要な経費を支援するもの。

2 対象事業者（宇久地域）

以下の条件をすべて満たすもの

- ①雇用機会拡充事業に係る交付金の交付申請時に提出した事業計画書に記載された事業を着実に実施し、1名以上の雇用を創出したこと。
- ②令和2年3月31日現在の雇用者数が、雇用機会拡充事業を実施する前の雇用者数を下回っていないこと。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等の事業活動を示す指標が5%以上減少していること。
- ④持続化給付金を受けていないこと。
- ⑤令和元年12月末までに納期限が到来している市税について、滞納がないこと

3 補助額上限

法人：300万円 個人事業者：150万円

4 申請方法

感染拡大防止の観点から、郵送による非対面方式

5 申請書類等の入手方法

宇久行政センターから対象事業者へ配布

6 申請期間

令和2年5月下旬から

7 事業規模

9,000千円

8 問い合わせ

宇久行政センター 産業建設課 電話0959-57-3111（代表）内線53

感染拡大防止と生活の安定に関する事業

新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大防止と市民生活の安定のため、下記の事業に取り組みます。

1 感染拡大防止のための事業

感染拡大防止のため、備品などの購入や施設への補助、市の施設整備等を行います。

- ・障がい福祉サービス等衛生管理体制確保支援事業
- ・地域子育て支援センター事業
- ・病児保育事業
- ・保育環境改善事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・地域型保育事業
- ・児童クラブ事業
- ・公立保育所管理運営事業
- ・妊娠・出産包括支援事業
- ・公立幼稚園管理運営事業
- ・遠隔・オンライン学習環境整備事業（看護専門学校）

2 生活の安定のための事業

生活の安定に資するため、各種事業に取り組みます。

- ・住居確保給付金支給事業
- ・傷病手当金（国民健康保険事業特別会計）
- ・ファミリーサポートセンター事業（学校の臨時休業等に係る運営委託料）
- ・児童クラブ事業（学校の臨時休業等に係る運営委託料など）
- ・若者移住定住応援事業（奨学金返還サポートにかかる債務負担行為の変更等）

3 感染症対策強化のための事業

保健所における体制強化等のため、下記の事業に取り組みます。

- ・新型コロナウイルス感染症対策事業
特別対策室の設置など体制強化に要する経費
～相談体制の強化、地域外来・検査センターの設置、医療に要する経費など
- 急病診療所の感染症対策経費
～防護用ガウン等の購入に要する経費など

各事業の詳細については、次ページ以降を参照してください。